

争議行為を行う旨の通知について（公告）

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、青山信愛会職員労働組合中央執行委員長小林裕史から、次のとおり争議行為を行う旨の通知があった。

平成29年3月24日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 要求事項
賃金引き上げ、その他の要求
- 2 期 間
平成29年4月1日午前0時以降本問題解決まで
- 3 場 所
青山信愛会職員労働組合員の従事する全職場
- 4 概 要
あらゆる形の争議行為の一部又は全部を単独に若しくは併用して実施する。